

令和 7 年度

東中国山地緑の回廊巡視業務委託

閲 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書（入札書・委任状を含む）
- 2 委託契約書（案）
- 3 巡視等業務委託仕様書（巡視業務）（別添 1）
- 4 委託業務実施計画書（別添 2）
- 5 巡視等業務委託区域図
- 6 貸与物品内訳表（別添 3－1）
- 7 貸与物品借用書（別添 3－2）
- 8 貸与物品返納届（別添 3－3）
- 9 委託契約再委託承認申請書（別添 4）
- 10 委託業務従事者届（別添 5）
- 11 委託業務実施報告書（別添 6）
- 12 委託費確定通知書（別添 7）
- 13 委託業務中止（廃止）申請書（別添 8）
- 14 証明書（別添 9）
- 15 委託業務指示書（別紙 1）
- 16 業務日誌（別紙 2）

鳥 取 森 林 管 理 署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

件名 _____ ○○○○業務委託

委託時間	単 位	単 価	金 額
9 6	時間	円	円

※単価欄には、1 時間あたりの単価を記載する。

※金額欄には、予定数量に 1 時間あたりの単価を乗じた金額を記載する。

ただし、上記金額は見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額である
ので契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること及び入札者
注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

(入札のみ委任する場合)

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

(委任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代 理 人

業務名 「令和7年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託」

(契約締結等、委任事項全てを委任する場合)

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

(委任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、鳥取森林管理署おける契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 副代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

業 務 実 績 申 告 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

所在地（住所）

商号又は名称

代表者役職氏名

令和 年 月 日に行われる「令和7年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託」の入札の資格要件に係る業務実績を下記のとおり提出します。

記

- 1 契約相手方住所
- 2 契約相手方氏名
- 3 契約履行名称
- 4 契約履行場所
- 5 契約期間 自 令和 年 月 日～至 令和 年 月 日
- 6 実績書類等 ※契約書等の写しを添付すること。

委託契約書（案）

分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 寺岡 猛（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、東中国山地緑の回廊巡視に関する業務について、次の条項により委託契約を締結する。

契約条項

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

当該業務を変更したときも同様とする。

- （1）業 務 名 令和7年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託
- （2）業 務 内 容 別添1の「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」のとおり。
- （3）契 約 金 額 ￥ , 円
（うち消費税及び地方消費税 ￥ , 円）
1時間当たりの単価 ￥ , —
（ただし消費税及び地方消費税は除く）
- （4）履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和7年11月28日までの期間で延べ96時間とする。
- （5）業務実施場所 別添1の「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」に記載する国有林とする。

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡制限）

第3条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡することができない。

（再委託の制限及び承認手続き）

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、別添4の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、別添4の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項及び第3項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託

する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(委託業務従事者の届出)

第5条 乙は、契約の履行に当たり業務従事者を選任し、甲に別添5の「委託業務従事者届」を提出するものとする。

(監督職員)

第6条 甲は、乙の業務履行について監督を行う監督職員(以下「監督職員」という。)を定め、書面によりその官職と氏名等を乙に通知するものとする。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、指示を行う。

3 監督職員は、業務の履行について、乙から報告のあった報告書その他について確認し、甲に報告する。

(物品管理)

第7条 甲は、委託業務の実施に必要な貸与物品を別添3-1の「貸与物品内訳表」により乙に貸与する。

2 乙は、前項に定める貸与物品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に別添3-2の「貸与物品借用書」を提出しなければならない。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

4 乙は、当該契約業務が完了後又は中止となった時は貸与物品を、別添3-3の「貸与物品返納届」により遅滞なく甲へ返納しなければならない。

5 乙は、貸与物品を故意若しくは過失により損傷あるいは紛失した場合は、甲の指定する期間内に代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(報告義務)

第8条 乙は、労働災害(死亡災害又はこれに準ずる重大災害)が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第9条 乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を書面により請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を中止することができるものとする。

この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により、委託業務の遂行が困難となったときは、別添8の「委託業務中止(廃止)申請書」を甲に提出し、甲乙協議の上、書面によりこの契約を解除するものとする。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、第13条、第14条及び第15条の規定に準じて精算するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与物品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示又は貸与物品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(実施報告)

第12条 乙は、委託業務の成果を記載した別添6の「委託業務実施報告書」を1箇月毎に、監督職員経由で甲に提出するものとする。

(検査)

- 第13条 甲は、前条に規定する別添6の「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査するものとする。
- 2 検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
 - 3 受託者は、検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に不適合となったときは、発注者又は監督職員の指示により手直し等を行い、再度検査を受けなければならない。この検査については、前2項の規定を準用する。

(委託費の額の決定)

第14条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、別添7の「委託費確定通知書」により乙に通知するものとする。

なお、監督職員を2名以上定めた場合において、それぞれに別添6の「委託業務実施報告書」が提出された場合、月ごとの実施分をまとめて通知するものとする。

(委託費の支払い)

- 第15条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

(情報の保持)

第16条 乙は、この契約に属する知り得た情報をこの契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。

(甲の催告による解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 正当な理由なく、業務を開始すべき時期を過ぎても業務を行わないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して委託金債権を譲渡したとき。

- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、書面により相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第 21 条 乙は、第 10 条の規定により業務の内容を変更したため委託契約金額が 3 分の 2 以上減少し、又は業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 第 20 条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 23 条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

2 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の業務の実行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は前項の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第 2 項前段及び前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 17 条、第 18 条又は次条第 3 項の規定によるときは甲が定め、第 10 条、第 20 条又は第 21 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段及び前項後段に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第 24 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第 17 条又は第 18 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 17 条又は第 18 条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成

- 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することが出来ない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号の場合においては、甲は、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額の遅延利息の支払を乙に請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第 25 条 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員を含む。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、甲は、乙に対して書面により請求するものとする。
- (1) この契約に関し、乙又は乙の代理人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 この契約に関し、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の書面による請求に基づき、

前項に規定する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前 2 項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の損害賠償請求等)

第 26 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 20 条又は第 21 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 15 条第 2 項の規定による委託費の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

(違約金等の徴収)

第 27 条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは書面により追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき前項の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 28 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、届出、通知、報告及び指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(国有林野等の損害)

第 29 条 乙は、乙又は乙が雇用する労働者又は再委託者が国有林野又は産物等に損害を加え、甲が必要と認めるとき（この契約の他の条項により対応する場合を除く。）は、甲の指定した期間内にその損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

(契約外事項)

第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定める。

特約事項 暴力団控除に関する特約条項は、別紙のとおり。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎 2 階

氏名 分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 寺岡 猛 印

乙 住所

氏名 印

巡視等業務委託仕様書（巡視業務）

1 委託業務内容

乙は、東中国山地緑の回廊（以下「緑の回廊」という。）を巡視し、次の事項について異状等の有無の確認等を行うものとする。

なお、巡視に当たっては、確認した状況について適宜写真撮影を行うものとする。

(1) 緑の回廊の状況確認

動植物の生育状況、病虫害、鳥獣害、盗掘、窃取、風水害等被害の有無、倒木、地形の変化、侵害、不法投棄等の異状の有無及び標識類の状況等を確認すること。

(2) 動植物等の保護管理

入込者に対しパンフレット等の配布、動植物の保護及び森林保全の啓蒙を行うこと。

(3) 緑の回廊の隣接地の状況確認

隣接地において工事等の開発行為を行っている場合は、その進捗状況及び緑の回廊への廃物の投棄、土地の無断使用等の異状の有無を確認すること。

(4) 被害が生ずる恐れのある危険木等の確認

風雨、腐朽等により人命・財産に影響を与える恐れのある立木等を確認すること。

(5) (1)～(4)の業務の目的達成に必要又は巡視用務に支障とならない範囲での付随する応急的かつ簡易な作業。

2 委託業務実施場所

別添の「巡視等業務委託区域図」に示す区域とする。

3 業務の実施人数等

1回につき、最低2名の行動で（1人につき）8時間行うこと。

4 業務の実施報告

乙は、委託業務を実施した日ごとに別紙2「業務日誌」を作成し、委託契約書別添6の「委託業務実施報告書」に添付し監督職員へ提出すること。

(1) 「業務日誌」には、異状の有無にかかわらず、確認した箇所の写真及び撮影した箇所を明記した図面を添付すること。

(2) 異状を発見した場合は、その都度、監督職員又は甲に速やかに連絡すること。

(3) 1の(3)の業務については、異状の有無にかかわらずその都度、別紙2「業務日誌」を作成し、監督職員へ提出すること。

5 安全の確保

乙は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

6 その他

- (1) 乙は、受託業務従事中は常に、別添３－１「貸与物品内訳」に記載のある保安帽の完全着用及び別添９「証明書」を携行するものとする。
- (2) 受託業務の具体的な指示は、監督職員が毎月別紙１の「委託業務指示書」で行うこととするが、委託契約書及びこの仕様書にない軽微な事項については、監督職員の指示を求めるものとする。
- (3) 写真については、印刷物又は電子媒体のいずれかにより提出することを基本とし、監督職員から指示があった場合は、その指示によるものとする。

なお、印刷物を提出する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク及び用紙等は通常の使用で３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

また、電子媒体を提出する場合は、貸与された記録媒体で提出することを原則とし、監督職員の下承を得た場合は、その他の媒体でも提出できる。但し、電子媒体の提出にあたっては、事前にウィルスチェックを行うこと。

別添 2

委託業務実施計画書

実施場所	業務内容	4 月		5 月		6 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
氷ノ仙国有林外 5	(1) ~ (5)					1	16
		7 月		8 月		9 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
		1	16	1	16	1	16
		10 月		11 月		12 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
		1	16	1	16		
		1 月		2 月		3 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
							合 計
							回数 時間
							6 96

注 1 : 1 回、最低 2 名以上行動 (1 人 8 時間) の巡視とする。

注 2 : 業務内容欄については、巡視業務を実施する場合は、別添 1 「巡視等業務委託仕様書 (巡視業務)」の「1 委託業務内容」の (1) ~ (5) のうち該当する番号を記載する。

巡視等業務委託区域図



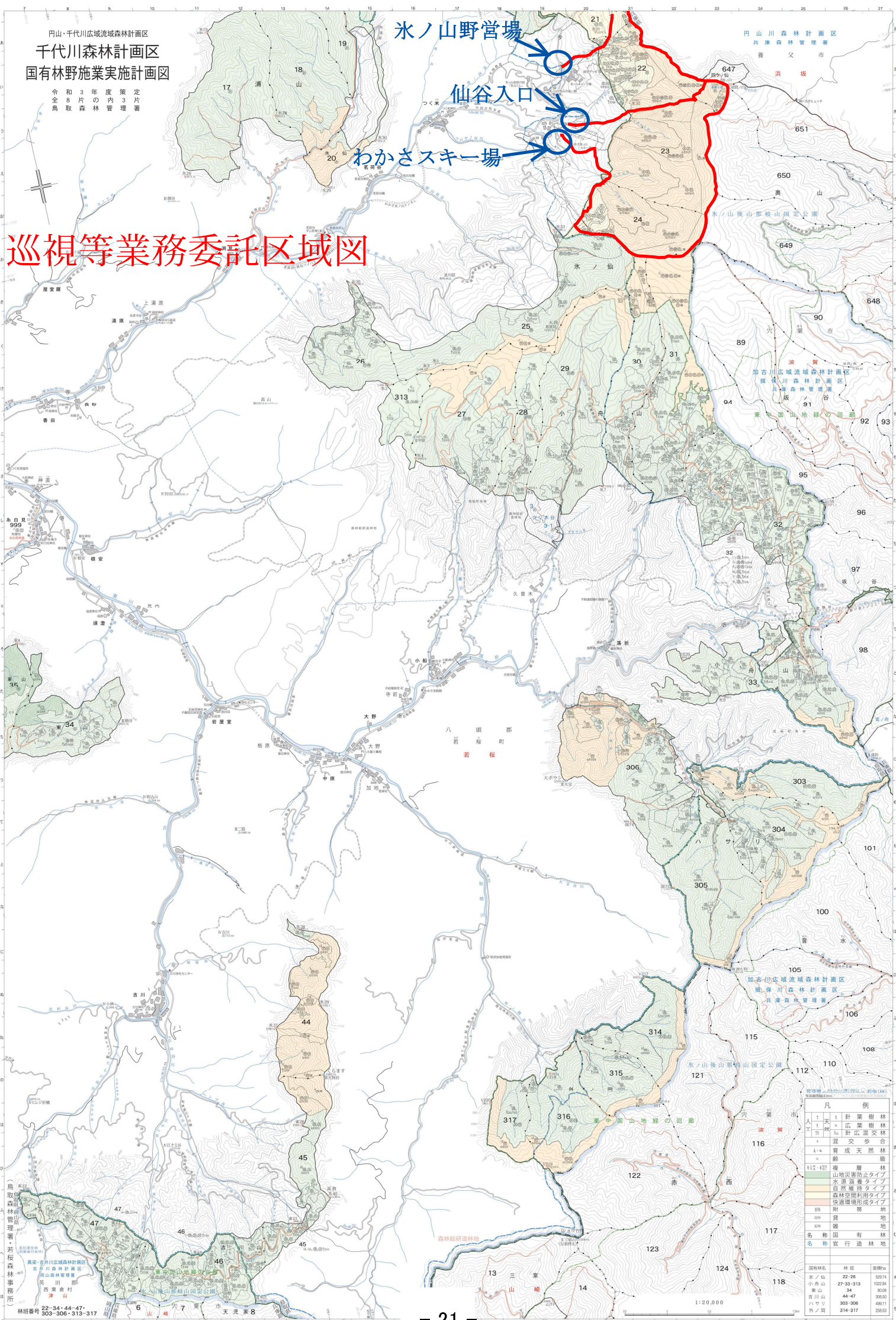
内山・千代川広域流域森林計画区
千代川森林計画区
国有林野施業実施計画図
令和3年度内策定
全8片の取捨管理図

氷ノ山野営場

仙谷入口

わかさスキー場

巡視等業務委託区域図



凡 例		
針葉樹林	針葉樹林	
広葉樹林	広葉樹林	
針広混交林	針広混交林	
混交歩合	混交歩合	
造成天然林	造成天然林	
形成天然林	形成天然林	
山地災害防止タイプ	山地災害防止タイプ	
水害避難タイプ	水害避難タイプ	
自然環境タイプ	自然環境タイプ	
森林空間利用タイプ	森林空間利用タイプ	
快適環境形成タイプ	快適環境形成タイプ	
附帯地	附帯地	
雑草地	雑草地	
農用地	農用地	
名勝国定有林	名勝国定有林	
名勝官行遊林地	名勝官行遊林地	
国有林名 林延 面積ha		
氷ノ山	22-26	539.74
小倉山	27-33-313	332.34
奥山	34	80.08
吉川山	44-47	306.50
八ヶ野	48-50	488.11
外ノ山	314-317	255.63

貸与物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要
1	保安帽		2 個	
2	デジタルカメラ (充電器・USB ケーブルを含む。)	RICOH WG-50	1 台	
3	記録用 SD カード	32GB	1 枚	

別添 3－2

貸与物品借用書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、事業実行に必要な物品として別添 3－1「貸与物品内訳表」の物品を、令和 年 月 日付けで借用しましたので、委託契約書第 7 条第 2 項に基づき提出します。

別添 3－3

貸与物品返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託にかかる、別添 3－1「貸与物品内訳表」の物品について、委託契約書第 7 条第 4 項に基づき返還します。

別添 4

委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第 4 条第 2 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

別添 5

委託業務従事者届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度東中国山地緑の回廊
巡視業務委託について、委託契約書第 5 条に基づく従事者を下記のとおり届け出ま
す。

記

氏 名

生年月日 年 月 日

経歴等

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住 所

氏 名

別添 6

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和7年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、下記のとおり実施したので、委託契約書第12条の規定により月分の実績を下記のとおり報告します。

記

1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までのうち
実施回数 回、延べ 時間

2 委託業務実施内容

詳細は、別紙「業務日誌」のとおり

実施年月日	実施場所（林小班等）	業務内容	実施時間

（監督職員経由）

氏 名

確認日 令和 年 月 日

（備考）

業務内容欄には、巡視業務の場合、別添1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の(1)～(5)の番号又は、具体的な実施内容を記載すること。

別添 7

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛

委託費確定通知書

令和 年 月 日付で委託契約を締結した令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、委託契約書第 12 条の規定により提出のあった、委託業務実施報告書を検査した結果適正であったので、第 14 条の規定により、令和 年 月分の委託費を通知します。

記

令和 年 月分委託経費確定額

委託契約 委託契約額 及び単価 ①	前回までの 委託費確定 時間数 ②	今 回 の 委託費確定 時間数 ③	累 計		前回まで の支払済 委託費額	今回確定 委託費額
			時 間 ④ (②+③)	委託費 ⑤ (単価×④)		
委託契約額 円						
1 時間当たり 単価 円						
(消費税及び 地方消費税)	—	—	—			

別添 8

委託業務中止(廃止)申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長 寺岡 猛 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第 10 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 委託事業の中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況

ア 当初契約の概要

(実施予定箇所、時間(日)数、契約金額など)

イ 事業について

(実施済み時間数及び進捗率、未実行箇所などを具体的に記入)

ウ 部分完了などの有無

(完了検査、部分払いの有無と金額を記入)

証 明 書

下記のとおり、巡視等業務委託をしていることを証明する。

令和 年 月 日

記

業務名：令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託

履行期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

甲（委託者）

鳥取森林管理署長 印

乙（受託者）

住 所

氏 名

※注意事項

- （１）業務従事中は、本証明書を常に携行し、監督職員等から提示を求められた場合は提示すること。
- （２）本業務が完了又は中止となった時は、速やかに本証明書を返納すること。

委託業務指示書

令和 年 月 日

殿

監督職員

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度東中国山地緑の回廊巡視業務委託について、委託業務実施計画書に基づき 月分を下記のとおり指示する。

記

実 施 場 所 (国有林、林小班、境界標番号等)	業務 内容	実施 時期	実施 回数	実施に当たっての 留 意 事 項

注：業務内容欄については、巡視業務を実施する場合は、別添 1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の(1)～(5)のうち該当する番号を記載する。

別紙 2

業 務 日 誌（巡視業務）

1 実施者氏名

2 実施年月日 令和 年 月 日

時 分 ~ 時 分	実施時間（時・分）	備 考
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	

3 実施内容

実施場所 （国有林、林小班） （境界標番号）	業務内容	巡 視 結 果 （異状の有無にかかわらず、点検した箇所 の状況を記入）	写真 番号	監督職員 等への連絡日時

（特記事項があればその場所、状況を記入すること。）

（備考）業務内容については、契約書別添 1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の(1)～(5)の番号又は、具体的な内容を記載すること。

4 その他参考事項

5 写真

別添のとおり